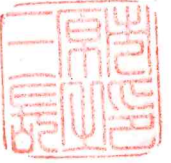


公示送達書

書類の送付について、送達を受けるべき者の住所及び居所、または所在地が不明のため、送達することができないため、地方税法第20条の2及び三原市税条例第18条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月28日

三原市長 岡田 吉弘



送達すべき書類名		氏名
国税徴収法第54条に係る書類	R8 - 第358号	村上 一明

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して、7日を経過したときに書類の送達があったものと見なされます。

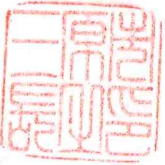
当該書類は、税制収納課へ保管してありますから、いつでも送達を受けるべきものに交付します。

公示送達書

書類の送付について、送達を受けるべき者の住所及び居所、または所在地が不明のため、送達することができないため、地方税法第20条の2及び三原市税条例第18条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月28日

三原市長 岡田 吉弘



送達すべき書類名	氏名
国税徴収法第131条に係る書類 R8 - 第358号	村上 一明

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して、7日を経過したときに書類の送達があったものと見なされます。

当該書類は、税制収納課へ保管してありますから、いつでも送達を受けるべきものに交付します。